

第 5 期 決 算 公 告

平成19年6月28日

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 水田 廣行

連 結 貸 借 対 照 表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 1,100,979 | 預 金 | 19,528,013 |
| コールローン及び買入手形 | 1,178,689 | 譲 渡 性 預 金 | 1,823,690 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 75,978 | コールマネー及び売渡手形 | 1,495,929 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 53,086 | 売 現 先 勘 定 | 13,983 |
| 特 定 取 引 資 産 | 362,802 | 債券貸借取引受入担保金 | 26,001 |
| 金 銭 の 信 託 | 10,385 | 特 定 取 引 負 債 | 117,821 |
| 有 価 証 券 | 5,260,736 | 借 用 金 | 775,586 |
| 貸 出 金 | 17,850,251 | 外 国 為 替 | 13,608 |
| 外 国 為 替 | 70,739 | 社 債 | 616,141 |
| そ の 他 資 産 | 744,609 | 信 託 勘 定 借 | 417,715 |
| 有 形 固 定 資 産 | 307,841 | そ の 他 負 債 | 387,518 |
| 建 物 | 83,834 | 退 職 給 付 引 当 金 | 0 |
| 土 地 | 210,863 | そ の 他 の 引 当 金 | 2,705 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,767 | 特 別 法 上 の 引 当 金 | 0 |
| その他の有形固定資産 | 11,376 | 繰 延 税 金 負 債 | 0 |
| 無 形 固 定 資 産 | 8,275 | 再評価に係る繰延税金負債 | 44,213 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 5,932 | 支 払 承 諾 | 550,704 |
| の れ ん | 27 | 負 債 の 部 合 計 | 25,813,635 |
| その他の無形固定資産 | 2,315 | (純 資 産 の 部) | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 275,829 | 資 本 金 | 279,928 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 550,704 | 資 本 剰 余 金 | 404,408 |
| 貸 倒 引 当 金 | 373,862 | 利 益 剰 余 金 | 545,627 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | 14,775 | 株 主 資 本 合 計 | 1,229,964 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 224,782 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 15,366 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 61,412 |
| | | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 1,400 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 269,428 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 149,243 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 1,648,636 |
| 資 産 の 部 合 計 | 27,462,271 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 27,462,271 |

連結損益計算書

平成18年4月1日から

平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------------|---------|---------|
| 経常収益 | | 807,694 |
| 資金運用収益 | 459,586 | |
| 貸出金利息 | 335,724 | |
| 有価証券利息配当金 | 71,935 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 8,020 | |
| 買現先利息 | 0 | |
| 債券貸借取引受入利息 | 122 | |
| 預け金利息 | 9,458 | |
| その他の受入利息 | 34,325 | |
| 信託報酬 | 8,227 | |
| 役員取引等収益 | 120,409 | |
| 特定取引収益 | 22,021 | |
| その他業務収益 | 60,688 | |
| その他経常収益 | 136,760 | |
| 経常費用 | | 505,023 |
| 資金調達費用 | 85,043 | |
| 預金利息 | 35,890 | |
| 譲渡性預金利息 | 6,351 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 6,450 | |
| 売現先利息 | 300 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 746 | |
| 借入金利息 | 2,859 | |
| 社債利息 | 27,302 | |
| その他の支払利息 | 5,141 | |
| 役員取引等費用 | 43,485 | |
| 特定取引費用 | 455 | |
| その他業務費用 | 36,060 | |
| 営業経費用 | 228,563 | |
| その他経常費用 | 111,414 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 41,362 | |
| その他の経常費用 | 70,052 | |
| 経常利益 | | 302,671 |
| 特別利益 | | 23,942 |
| 固定資産処分利益 | 1,315 | |
| 償却債権取立利益 | 19,900 | |
| その他の特別利益 | 2,726 | |
| 特別損失 | | 7,851 |
| 固定資産処分損失 | 1,914 | |
| 減損損失 | 5,937 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 318,761 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 11,742 |
| 法人税等調整額 | | 233,532 |
| 少数株主利益 | | 11,375 |
| 当期純利益 | | 552,661 |

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社
主要な会社名

P.T. Bank Resona Perdania

あさひ銀リテールファイナンス株式会社、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)6 Limited 及び Resona Bank (Capital Management) Plc は清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 4社
主要な会社名

りそな保証株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社

3月末日 3社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については主として5年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

動産 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、主として、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

13. その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

14. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによって

おります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は4,958百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6,257百万円（同前）であります。

16. 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

17. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

18. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

| | | |
|-----------|------|--|
| 証券取引責任準備金 | 0百万円 | 証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。 |
|-----------|------|--|

20. 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

21. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）

36,670百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 135,798百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円

24. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額 動産 12,269百万円

2. 減価償却累計額相当額 動産 5,688百万円

3. 期末残高相当額 動産 6,580百万円

4. 未経過リース料 1年内 2,018百万円

- 期末残高相当額 1年超 4,886百万円

- 合計 6,904百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

- 支払リース料 2,075百万円

- 減価償却費相当額 1,943百万円

- 支払利息相当額 176百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延滞債権額は265,001百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は186,361百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,183百万円であります。

なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為

替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 239,078 百万円であり
ます。

30. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | |
|-------------|---------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特定取引資産 | 63,929 百万円 |
| 有価証券 | 2,195,006 百万円 |
| 貸出金 | 221,233 百万円 |
| その他資産 | 3,897 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 101,370 百万円 |
| 売現先勘定 | 13,983 百万円 |
| 借入金 | 742,200 百万円 |

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 356 百万円、有価証券 746,588 百万円
及びその他資産 3,293 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 14,756 百万円、敷金保証金は 17,067 百万円であります。

31. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第
34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として
負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号
に定める地価公示法により公示された価格（平成 10 年 1 月 1 日基準日）に基づいて、
地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額と
の差額 4,261 百万円

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 26,000 百万円が含まれております。

33. 社債は全額劣後特約付社債であります。

34. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 516,755 百万円であります。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 465,608 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規
則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用さ
れることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 465,608 百万円減少しております。

36. 1 株当たりの純資産額 31 円 89 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、
会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資
産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 49 銭減少しております。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、
コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーが含まれており
ます。以下 40. まで同様であります。

売買目的有価証券

| | | |
|----------|---------------------|----------------------------------|
| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円) |
| 売買目的有価証券 | 281,798 | 246 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|-------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 292,157 | 618,304 | 326,147 | 327,184 | 1,037 |
| 債券 | 3,244,485 | 3,218,081 | 26,403 | 92 | 26,496 |
| 国債 | 2,745,833 | 2,723,084 | 22,749 | 31 | 22,780 |
| 地方債 | 200,973 | 198,481 | 2,491 | 53 | 2,545 |
| 社債 | 297,678 | 296,515 | 1,162 | 7 | 1,169 |
| その他 | 730,546 | 735,836 | 5,290 | 31,052 | 25,761 |
| 合計 | 4,267,188 | 4,572,223 | 305,034 | 358,329 | 53,295 |

なお、上記の評価差額 から繰延税金負債 80,228 百万円を差し引いた額 224,805 百万円に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係
る評価差額金のうち親会社持分相当額 22 百万円を加算した額 224,782 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

| | | | |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
| その他有価証券 | 17,972,860 | 130,007 | 49,281 |

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---------|-----------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 91,476 |
| 非上場内国債 | 508,451 |

40. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。

| | 1年以内 （百万円） | 1年超5年以内 （百万円） | 5年超10年以内 （百万円） | 10年超 （百万円） |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 2,067,502 | 792,412 | 296,376 | 570,241 |
| 国債 | 1,744,132 | 189,276 | 219,434 | 570,241 |
| 地方債 | 40,974 | 94,513 | 62,993 | - |
| 社債 | 282,395 | 508,622 | 13,948 | - |
| その他 | 2,754 | 53,188 | 217,279 | 28,168 |
| 合計 | 2,070,257 | 845,600 | 513,655 | 598,409 |

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 （百万円） |
|------------|---------------------|----------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 10,385 | 385 |

42. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は7,263百万円で、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末において当該処分をせずすべて所有しております。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,634,167百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,323,938百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | | |
|---------------|---------|-----|
| 退職給付債務 | 278,707 | 百万円 |
| 年金資産（時価） | 539,118 | |
| 未積立退職給付債務 | 260,411 | |
| 未認識数理計算上の差異 | 138,229 | |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 122,181 | |
| 前払年金費用 | 122,181 | |
| 退職給付引当金 | 0 | |

45. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上してあります。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は496百万円減少し、繰延税金資産は339百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は836百万円増加しております。

46. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上してあります。

47. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,514,759百万円です。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の建物土地動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(6)資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

48．銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.65%であります。

(連結損益計算書注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 17円 16銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 10円 24銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について1,824百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,113百万円の「減損損失」を計上しております。

上記「減損損失」の合計のうち、建物は2,046百万円、土地は1,432百万円、その他の有形固定資産は2,457百万円であります。

グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

なお、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が1,823百万円減少しております。

6. 「その他経常収益」には、

株式等売却益 99,308百万円

を含んでおります。

7. 「その他の経常費用」には、

貸出金償却 23,542百万円

株式等売却損 27,004百万円

株式等償却 6,563百万円

を含んでおります。

8. 「その他の特別利益」には、

店舗チャンネル改革引当金取崩額 2,625百万円

を含んでおります。